議案 第2,3号 参考資料



1 都市計画の内容

(1) 地区計画の名称変更及び位置の表示の変更

名称を 曙西公園周辺地区から 明日風公園周辺地区 に変更 位置の表示を 手稲区手稲山口及び曙5条4丁目の各一部から

手稲区曙7条3丁目の一部、明日風1丁目及び2丁目の各一部、3丁目、4丁目 に変更

- (2)地区公園 4・4・27号 曙西公園の名称及び位置の表示の変更 名称を 曙西公園から 明日風公園 に変更 位置の表示を 手稲区手稲山口から 手稲区明日風2丁目及び3丁目 に変更
- (3) 街区公園 4 箇所の名称及び位置の表示の変更
 - 2・2・964号 曙トマト公園の名称を 明日風トマト公園 に変更 位置の表示を 手稲区手稲山口から 手稲区明日風1丁目 に変更
 - 2・2・965号 曙ポテト公園の名称を 明日風ポテト公園 に変更 位置の表示を 手稲区手稲山口から 手稲区明日風1丁目 に変更
 - 2・2・966号 山口かぼちゃ公園の名称を 明日風かぼちゃ公園 に変更 位置の表示を 手稲区手稲山口から 手稲区明日風3丁目 に変更
 - 2・2・967号 山口すいか公園の名称を 明日風すいか公園 に変更 位置の表示を 手稲区手稲山口から 手稲区明日風4丁目 に変更

2 変更理由

本地区計画は、区画整理事業により造成された区域について、良好な市街地環境を維持保全するため 平成16年に決定したものです。

平成19年10月1日に当該地域において住居表示「明日風」が新設されたことから、区域の中心にある地区公園を供用開始時には「明日風公園」として開設する予定です。これに伴い、地区計画名称を現在の「曙西公園周辺地区」から「明日風公園周辺地区」に名称変更を行います。

また、この地区計画の変更にあわせて、区域内の公園の都市計画名称及び位置の表示を新たな住居表示に整合するよう変更するものです。